

京都市告示第283号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年8月28日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
下鴨静原大原線	左京区静海市原町601番地の4地先から	旧	メートル 42.30	メートル 8.55 ~ 9.85
	同町601番地の2地先まで	新	42.30	10.98 ~ 22.89

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経228号線	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町8番地の2地先内	旧	メートル 13.70	メートル 6.10
		新	13.70	7.46 ~ 7.48

(建設局土木管理部道路明示課)